**長野県告示第70号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年2月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画下水道事業 長野市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和33年3月28日から
平成26年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
昭和33年建設省告示第617号、昭和37年建設省告示第652号、昭和42年建設省告示第3018号、昭和46年長野県告示第556号、昭和52年長野県告示第260号、昭和54年長野県告示第711号、昭和60年長野県告示第743号、昭和61年長野県告示第924号、平成元年長野県告示第609号、平成9年長野県告示第17号、平成13年長野県告示第105号及び平成14年長野県告示第358号の事業地のうち、長野市大字川合新田字古屋敷地内において事業地を変更とする。
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第71号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成21年2月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
諏訪郡下諏訪町字川久保1788
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第72号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成21年2月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
諏訪郡下諏訪町社字内山7963の385、7963の甲のラの1、7963の甲のウ、7963の甲のム
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第73号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成21年2月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
諏訪市大字中洲字瀧澤入859（次の図に示す部分に限る。）、字鳩ヶ峯860の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第74号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成21年2月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
茅野市宮川字大入710の8、710の12
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第75号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成21年2月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
茅野市宮川字鷺ノ巣立野677の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第76号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成21年2月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
諏訪市大字中洲字女澤入1047の1（次の図に示す部分に限る。）、字城峰1048、1049の1、1049の2、1093、1095、1096、1097の1、1098の1、字神武神1087、1092の1から1092の4まで、1094、1109の1、1109の2、1111から1113まで、1116、1117の1、1118の1、1119から1121まで、字女沢1099の1、1100から1102まで、1103の1、1105の1、1105の2、1106の1、1107の1、1108の1から1108の3まで、1115、字武居上り口1398、1402、1403の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第77号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成21年2月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
諏訪郡下諏訪町社字内山7963の124、7963の126、7963の丁のア、7963の丁のモ、7963の丁のシ、7963の丁のメ、7963の丁のキ、7963の丁のユの1、7963の丁のユの2、7963の戊のノ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した旨国土交通省北陸地方整備局長から通知がありました。

その関係図面は、告示の日から平成21年3月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年2月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 148号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡小谷村大字北小谷字穴平水ノ平3801番の19地先から 北安曇郡小谷村大字北小谷字穴平水ノ平3801番の18地先まで	旧	m 37.0~65.0	km 0.1220
同 上	新	38.0~86.5	0.1220

道路管理課

長野県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年3月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年2月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 美篤箕輪線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市手良中坪575番の1地先から 伊那市手良中坪221番地先まで	旧	m 5.0~13.8	km 0.4850
同 上	新	5.0~13.8 11.8~26.4	0.4850 0.4407

道路管理課

長野県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年3月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年2月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡麻績村大字麻3618番の1地先から 東筑摩郡麻績村大字麻1536番地先まで	旧	m 5.1~12.0	km 0.7727
同 上	新	10.1~20.0	0.7727

道路管理課

長野県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年3月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年2月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奉納中土停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡小谷村大字中土2901番の1地先から 北安曇郡小谷村大字中土2896番の口地先まで	旧	m 4.0~10.2	km 0.1088
同 上	新	6.5~14.3	0.1088

道路管理課

長野県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年3月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年2月19日

長野県知事 村井 仁

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 117号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字豊津字東川端2520番の1地先から 中野市大字豊津字矢倉田3044番の4地先まで	旧	11.0~19.0 m	0.2470 km
同 上	新	12.0~140.0	0.2470

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 夜間瀬赤岩線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字越字上原61番の1地先から 中野市大字越字上原59番地先まで	旧	3.5~ 9.0 m	0.1426 km
同 上	新	8.0~11.0	0.1426

道路管理課

長野県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年3月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年2月19日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路線名 奉納中土停車場線
 2 供用を開始する区間
 北安曇郡小谷村大字中土2901番の1地先から
 北安曇郡小谷村大字中土2896番のロ地先まで
 3 供用を開始する期日 平成21年2月19日

道路管理課

長野県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

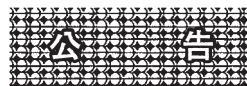
その関係図面は、告示の日から平成21年3月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年2月19日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路線名 夜間瀬赤岩線
 2 供用を開始する区間
 中野市大字越字上原61番の1地先から
 中野市大字越字上原59番地先まで
 3 供用を開始する期日 平成21年2月19日

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月19日

長野県知事 村 井 仁

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務
長野県電子計算機のデータ入力業務 一式
 - (2) 役務の特質
電子計算機の処理に係るデータ入力業務
 - (3) 履行期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 入札方法
数字、英字、カナ文字及び漢字の入力文字種別ごとの1文字当たりの単価（小数点以下第2位まで）並びに1文字平均単価（小数点以下第4位まで）について行います。1文字平均単価の算出は、入札説明書によります。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された数字、英字、カナ文字及び漢字の入力文字種別ごとの1文字当たりの単価に、それぞれ当該単価の100分の5に相当する額を加算した単価をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った単価の105分の100に相当する単価を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 県内に本店又は営業所を有する者であること。
 - (5) 本県使用大型汎用機（OS:OSIV/XSP）で処理可能な電子計算機データを提供できる者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
（県庁専用郵便番号 380-8570）
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
電話 026 (235) 7071
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所